

報告第 48 号

小城市小規模保育改修費等支援事業費補助金交付
要綱について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 12 月 27 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

賃貸物件等により小規模保育事業を実施するための改修費等にかかる経費に対し、補助金を交付するため必要な事項を定めるため。

小城市告示第84号

小城市小規模保育改修費等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、賃貸物件等により小規模保育事業を実施するための改修等に係る経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、小城市補助金等交付規則（平成17年小城市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、「保育所等改修費等支援事業（平成29年度補正予算の繰越分）の実施について」（平成30年5月17日子発0517第1号）の別添「保育所等改修費等支援事業（平成29年度補正予算の繰越分）実施要綱」3（2）小規模保育改修費等に規定する事業とする。

(補助事業者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、小規模保育事業を実施するために賃貸物件等を利用して、改修等により施設整備を行う法人又は個人とする。

2 補助事業者が実施する小規模保育事業は、小城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年小城市条例第14号）に定める基準を満たすものでなければならない。

3 補助事業者又は補助事業者の役員等が次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 第1項の補助事業者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、既存の建築物の改修等に必要な経費のうち、国の補助金の基準に基づき市長が適当と認めるものとする。ただし、補助金の申請は、1つの小規模保育事業等につき1回限りとし、次に掲げる経費については対象外とする。

- (1) 国、県その他の団体が別途実施する補助等の対象となる経費
- (2) 土地や既存建物の買収及び土地の整地等を目的とする経費
- (3) 建物等の賃貸のために支払う賃借料（敷金・礼金を含む）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に掲げる補助対象経費について、実支出額から寄付金その他収入金を控除した額と、200万円を比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの告示の規定に従うこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間(第6項において「財産処分制限期間」という。)を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (3) 市長は、補助金の交付を受けた者が前項の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告による補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第2号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の5月30日までに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (6) 補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の額の確定の日(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、当該書類について、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は財産処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(補助事業等の変更)

第8条 規則第9条第1項に規定する補助金等変更(中止・廃止)承認申請書は様式第3号のとおりとする。

2 前項の補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内又は補助金交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

小城市長 様

住 所
氏 名 ⑩

年度小規模保育改修費等支援事業費補助金交付申請書

年度小城市小規模保育改修費等支援事業費補助金について、補助金の交付を受けたいので、小城市補助金等交付規則第 3 条第 1 項及び小城市小規模保育改修費等支援事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 _____ 円
- 2 事業の目的及び内容
- 3 添付書類
 - (1) 所要額調書 (別紙 1 - 1)
 - (2) 施設の平面図 (改修箇所との位置関係が分かるものもの)
 - (3) 工事見積書及び各経費の内訳が分かる明細書等
 - (4) 工事前の写真
 - (5) 収支予算書 (別紙 1 - 2)
 - (6) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

小城市長 様

申請者住所

氏名 ⑩

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定
通知のあった小城市小規模保育改修費等支援事業費補助金に係
る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記
のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 小城市補助金等交付規則（平成17年小城市規則第39号）
第13条の規定による確定額又は事業実績報告による精算
額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及
び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）
金 円
- 4 添付書類
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

様式第 3 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

小城市長 様

住 所
氏 名 ⑩

年度小規模保育改修費等支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で
補助金交付決定通知のあった、小城市小規模保育改修費等支援事業費補助金を次のとおり変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、小城市補助金等交付規則第 9 条第 1 項及び小城市小規模保育改修費等支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 追加交付（減額承認）申請額 金 円
- 2 計画変更の理由
- 3 添付書類
 - （1）小規模保育改修費等支援事業費補助金所要額調書（変更申請）（別紙 3－1）
 - （2）収支予算書（変更）（別紙 3－2）
 - （3）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

小城市長 様

住 所
氏 名 ㊟

年度小規模保育改修費等支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交
付決定通知のあった小城市小規模保育改修費等支援事業費補助
金について、下記のとおり事業を実施したので、小城市補助金等
交付規則第 13 条及び小城市小規模保育改修費等支援事業費補助
金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて報告し
ます。

記

- 1 補助金実績額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 小規模保育改修費等支援事業費補助金精算額調書（別紙 4 - 1）
 - (2) 収支決算（見込み）書（別紙 4 - 2）
 - (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
 - (4) 補助対象経費の支払内容に係る内訳明細書の写し
 - (5) 工事後の写真
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

小規模保育改修費等支援事業費補助金所要額調査書

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	認可定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その 他の収入額 ⑧	差引額 ⑨	対象経費の 支出予定額 ⑩	市補助基準 額 ⑪	選定額 ⑫	市補助基準 額 ⑬ (⑩×3/4)	市補助所要 額 ⑭	事業開始予 定年月日 ⑮

1. ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
2. ③欄は、整備する小規模保育事業所の類型に応じて「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
4. ⑤欄は、整備を行う小規模保育事業所の認可定員を記入すること。
5. ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の整備により追加する認可定員数を記入すること。
6. ⑦欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
7. ⑧欄は⑩欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
8. ⑭欄は、⑬欄と同額を記入すること。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
9. ⑮欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

収支予算書

(歳入)

単位：千円

科目	予算額	備考
合計		

(歳出)

単位：千円

科目	予算額	備考
合計		

小規模保育改修費等支援事業費補助金所要額調書(変更)

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	認可定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他 の収入額 ⑧	差引額 ⑨	対象経費の 支出予定額 ⑩	市補助基準 額 ⑪	選定額 ⑫	市補助基準 額 ⑬ (⑩×3/4)	市補助所要 額 ⑭	事業開始予 定年月日 ⑮

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、整備する小規模保育事業所の類型に応じて「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、整備を行う小規模保育事業所の認可定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の整備により追加する認可定員数を記入すること。
- ⑦欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は⑫欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑩欄は、⑬欄と同額を記入すること。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑮欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

収支予算書 (変更)

(歳入)

単位：千円

科目	予算額	備考
合計		

(歳出)

単位：千円

科目	予算額	備考
合計		

小規模保育改修費等支援事業費補助金精算額調書

対象施設名	①	設置主体	②	事業区分	③	整備区分	④	認可定員	⑤	うち定員増	⑥	総事業費	⑦	寄付金その他の収入額	⑧	差引額	⑨	対象経費の 実支出額	⑩	市補助 基準額	⑪	選定額	⑫	市補助額	⑬ (⑫×3/4)	交付決定額	⑭	補助交付済 額	⑮	過不足	⑯ (=⑮-⑭)	事業開始予 定年月日	⑰
					円		円		円				円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、整備する小規模保育事業所の類型に応じて「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、整備を行う小規模保育事業所の認可定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の整備により追加する認可定員数を記入すること。
- ⑦欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は⑫欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑨欄は、交付決定を受けた額を記入すること。
- ⑰欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

収支決算 (見込み) 書

(歳入)

単位 : 円

科目	決算額	備考
合計		

(歳出)

単位 : 円

科目	決算額	備考
合計		